

101 訪問介護費

点検項目	点検事項	点検結果		
高齢者虐待防止措置未実施減算	以下の措置を講じていない場合 ・虐待防止対策検討委員会の開催及び周知徹底 ・虐待の防止のための指針の整備 ・虐待防止のための研修の定期的な実施 ・虐待防止措置実施のための担当者の配置	☐	該当	会議記録・研修記録・指針等
業務継続計画未策定減算	業務継続計画に従い以下の措置を講じていない場合 ・業務継続計画について従業者等に対し周知するとともに定期的な訓練及び研修を実施 ・定期的な業務継続計画の見直し及び必要に応じて業務継続計画の変更	☐	該当	BCP・研修訓練実施記録等
2人の訪問介護員等による場合	利用者又は家族等の同意	☐	あり	
	2人の訪問介護員等により訪問介護を行う必要性がある (利用者の身体的理由、暴力行為等が認められる場合等)	☐	該当	
夜間の場合の加算	居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、サービスの開始時刻が18時～22時	☐	該当	サービス提供票
	居宅サービス計画等に開始時間が位置付けられている	☐	該当	居宅サービス計画・訪問介護計
早朝の場合の加算	居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、サービスの開始時刻が6時～8時	☐	該当	サービス提供票
	居宅サービス計画等に開始時間が位置付けられている	☐	該当	居宅サービス計画・訪問介護計
深夜の場合の加算	居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、サービスの開始時刻が22時～6時	☐	該当	サービス提供票
	居宅サービス計画等に開始時間が位置付けられている	☐	該当	居宅サービス計画・訪問介護計

点検項目	点検事項	点検結果		
特定事業所加算（Ⅰ）	訪問介護員等及びサービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	☐	あり	研修計画書(事業計画書)
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等や訪問介護員等の技術指導を目的とした会議の定期的な開催	☐	定期的に実施	会議記録
	サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	☐	文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書
	健康診断等の定期的な実施	☐	全員に実施	健診受診記録等
	緊急時等における対応方法の明示	☐	あり	重要事項説明書等
	前年度又は算定日が属する月の前3月の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の数が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、及び介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の数が100分の50以上	☐	配置	職員台帳(履歴書)・(別紙7-2)有資格者等の割合の参考計算書等
	全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者 ※1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所の場合は、2人以上の常勤	☐	配置	〃
	次の(1)又は(2)いずれかに適合すること (1)前年度又は、算定日が属する月の前3月の利用者の総数のうち要介護4及び5の利用者、認知症日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMの利用者並びにたんの吸引等の行為を必要とする利用者の数が100分の20以上 (2)次の①～⑤いずれにも該当すること	☐	該当	利用者台帳等 (別紙9-3) 重度要介護者等対応要件の割合に関する計算書(特定事業所加算(Ⅰ)・(Ⅲ))
	①病院、診療所又は指定訪問看護ステーションの看護師との連携し、24時間連絡できる体制を確保し、必要に応じて指定訪問介護を行うことができる体制を整備	☐	該当	
	②看取りに関する指針を定め、利用者等へ説明し、同意を得ている	☐	該当	
	③医師、看護職員、訪問介護員等、介護支援専門員その他職種の者による協議の上、適宜、看取りに関する指針の見直しを行っている	☐	該当	
	④看取りに関する職員研修を実施	☐	該当	
	⑤前年度又は算定日が属する月の前3月間において、看取り期の利用者への対応実績が1人以上	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
特定事業所加算（Ⅱ）	訪問介護員等ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	☐	あり(含予定)	研修計画書(事業計画書)
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催	☐	定期的に実施	会議記録
	サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	☐	文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書
	健康診断等の定期的な実施	☐	全員に実施	健診受診記録等
	緊急時等における対応方法の明示	☐	あり	重要事項説明書等
	前年度又は算定日が属する月の前3月の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の数が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、及び介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の数が100分の50以上	☐	} いずれかに該当	職員台帳(履歴書)・(別紙7-2)有資格者等の割合の参考計算書等
	全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者 ※1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所の場合は、2人以上の常勤	☐		〃
特定事業所加算（Ⅲ）	訪問介護員等ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	☐	あり(含予定)	研修計画書(事業計画書)
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催	☐	定期的に実施	会議記録
	サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	☐	文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書
	健康診断等の定期的な実施	☐	全員に実施	健診受診記録等
	緊急時等における対応方法の明示	☐	あり	重要事項説明書等
	次の(1)又は(2)いずれかに適合すること (1)前年度又は、算定日が属する月の前3月の利用者の総数のうち要介護4及び5の利用者、認知症日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMの利用者並びにたんの吸引等の行為を必要とする利用者の数が100分の20以上 (2)次の①～⑤いずれにも該当すること ①病院、診療所又は指定訪問看護ステーションの看護師との連携し、24時間連絡できる体制を確保し、必要に応じて指定訪問介護を行うことができる体制を整備	☐	該当	利用者台帳等 (別紙9-3)重度要介護者等対応要件の割合に関する計算書(特定事業所加算(Ⅰ)・(Ⅲ))
		☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	②看取りに関する指針を定め、利用者等へ説明し、同意を得ている	☐	該当
	③医師、看護職員、訪問介護員等、介護支援専門員その他職種の者による協議の上、適宜、看取りに関する指針の見直しを行っている	☐	該当
	④看取りに関する職員研修を実施	☐	該当
	⑤前年度又は算定日が属する月の前3月間において、看取り期の利用者への対応実績が1人以上	☐	該当
	サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置	☐	いずれかに該当
	訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上	☐	

点検項目	点検事項	点検結果		
特定事業所加算（Ⅳ）	全てのサービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	☐	あり(含予定)	研修計画書(事業計画書)
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催	☐	定期的に実施	会議記録
	サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	☐	文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書
	健康診断等の定期的な実施	☐	全員に実施	健診受診記録等
	緊急時等における対応方法の明示	☐	あり	重要事項説明書等
	サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置	☐	} いずれかに該当	
	訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上	☐		
特定事業所加算（Ⅴ）	訪問介護員等ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	☐	あり(含予定)	研修計画書(事業計画書)
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催	☐	定期的に実施	会議記録
	サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	☐	文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書
	健康診断等の定期的な実施	☐	全員に実施	健診受診記録等
	緊急時等における対応方法の明示	☐	あり	重要事項説明書等
	通常の事業の実施地域内であって、中山間地域に居住する者に対して、継続的に指定訪問介護を提供（当該利用者の居宅の所在地と最寄りの指定訪問介護事業所との間の距離が7kmを超える場合に限る。）	☐	該当	
	利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、訪問介護員等、サービス提供責任者その他の関係者が共同し、訪問介護計画の見直しを行っている	☐	該当	
共生型訪問介護	障害福祉制度の指定居宅介護事業所が、要介護高齢者に訪問介護を提供（障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等が提供）	☐	所定単位数の70/100	
	障害福祉制度の指定訪問介護事業所が、要介護高齢者に訪問介護を提供（重度訪問介護従業者養成研修課程修了者が訪問介護を提供）	☐	所定単位数の93/100	
	障害福祉制度の指定重度訪問介護事業所が、要介護高齢者に対し訪問介護を提供	☐	所定単位数の93/100	

点検項目	点検事項	点検結果		
事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い	①事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（1月当たりの利用者が50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）	☐	所定単位数の100分の90	
	②1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者	☐	所定単位数の100分の90	
	③1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者	☐	所定単位数の100分の85	
	④正当な理由なく、算定日の属する月の前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、①の割合が100分の90以上	☐	所定単位数の100分の88	(別紙10) 訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書
特別地域訪問介護加算	厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に所在する事業所（特定事業所加算(V)算定なし）	☐	該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に所在し、かつ、1月当たり延べ訪問回数が200回以下の事業所（特定事業所加算(V)算定なし）	☐	該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えてサービス提供（特定事業所加算(V)算定なし）	☐	該当	
緊急時訪問介護加算	利用者又はその家族等からの要請に基づき、事業所のサービス提供責任者が介護支援専門員と連携し、介護支援専門員が事前又は事後に必要と認め、当該要請から24時間以内に居宅サービス計画において計画的に訪問することになっていない訪問介護を緊急に行った場合	☐	該当	要請に関する記録、サービス提供記録等
	1回の要請につき1回を限度として算定	☐	該当	
初回加算	過去2月間（暦月）の利用実績がない	☐	該当	サービス提供記録等
	サービス提供責任者による初回若しくは初回のサービス提供を行った日の属する月におけるサービス提供又は初回若しくは初回のサービス提供を行った日の属する月におけるサービス提供へのサービス提供責任者の同行	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	訪問介護計画作成において、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、ICTの活用等により利用者のADL及びIADLに関する状況について把握して助言を行い、助言に基づいてサービス提供責任者が行った生活機能アセスメント	☐	あり	
	生活機能の向上を目的とした訪問介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供	☐	あり	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月	☐	該当	
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	訪問介護計画作成において、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等とサービス提供責任者が、利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する又は理学療法士等及びサービス提供責任者が利用者の居宅を訪問した後、共同してカンファレンスを行い、共同して行った生活機能アセスメント	☐	あり	
	生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成及び計画に基づくサービス提供	☐	あり	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月以降3月間	☐	該当	
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)を算定していない	☐	該当	
口腔連携強化加算	歯科診療報酬点数表の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている	☐	該当	歯科医療機関の歯科衛生士に相談ができる体制の確保がわかる書類(委託契約書・覚書等)
	他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない	☐	該当	
	当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していない	☐	該当	
	当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していない	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
	口腔の健康状態の評価をそれぞれ利用者について行い、評価した情報を歯科医療機関及び当該利用者を担当する介護支援専門員に対し、別紙様式 6 等により提供している	☐	該当	別紙様式 6 等
	利用者又は家族等の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見等を踏まえ、連携歯科医療機関・かかりつけ歯科医等のいずれか又は両方に情報提供を行っている	☐	該当	
	サービス担当者会議等を活用し決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔の健康状態の評価を継続的に実施している	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	利用者の総数のうち日常生活自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ又はMの認知症の者の占める割合が2分の1以上	☐	該当	(参考様式) 利用者の割合確認表
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19人を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐	該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に行う	☐	実施	
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	利用者の総数のうち日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMの認知症の者の占める割合が100分の20以上	☐	該当	(参考様式) 利用者の割合確認表
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐	該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に行う	☐	実施	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	☐	該当	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い研修（外部研修を含む）を実施又は実施を予定	☐	実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
(共通) 介護職員等処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員等処遇改善計画書
	2 介護職員改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員等処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
介護職員等処遇改善加算 I	7 (キャリアパスⅠ) 任用の際の職責又は職務内容等の要件及び賃金体系を定め、それを書面で作成し、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐ あり	就業規則、給与規定、資質向上のための計画等
	8 (キャリアパスⅡ) 資質の向上・資格取得の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保及び能力評価を行い、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐ あり	研修計画書
	9 (キャリアパスⅢ) 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐ あり	就業規則、給与規定、資質向上のための計画等
	10 (キャリアパスⅣ) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が年額440万円以上(ただし、小規模事業所等で加算額は少額である場合などは、適用が免除されるため、計画書に理由を記載していること)	☐ あり	
	11 (キャリアパスⅤ) 一定割合以上の介護福祉士等を配置していること。 ※サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の届出 ※訪問介護は特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の届出	☐ あり	
	12 (月額賃金改善要件) 賃金改善の見込額の2/3以上がベースアップ等に充てられる計画となっていること ※本要件については、R7年3月時点でⅤ(1)、(3)、(5)、(6)、(8)、(10)、(11)、(12)、(14)を算定していた場合に適用。	☐ あり	介護職員等処遇改善計画書
	13 (職場環境要件) 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐ あり	介護サービス情報公表システム、ホームページ
	14 (職場環境要件) 計画書にある職場環境要件の取組を行っていること	☐ あり	
	15 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	7 (キャリアパスⅠ) 任用の際の職責又は職務内容等の要件及び賃金体系を定め、それを書面で作成し、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐	あり	就業規則、給与規定、資質向上のための計画等
	8 (キャリアパスⅡ) 資質の向上・資格取得の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保及び能力評価を行い、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐	あり	研修計画書
	9 (キャリアパスⅢ) 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐	あり	就業規則、給与規定、資質向上のための計画等
	10 (キャリアパスⅣ) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が年額440万円以上(ただし、小規模事業所等で加算額は少額である場合などは、適用が免除されるため、計画書に理由を記載していること)	☐	あり	
	11 (月額賃金改善要件) 賃金改善の見込額の2/3以上がベースアップ等に充てられる計画となっていること ※本要件については、R7年3月時点でV(1)、(3)、(5)、(6)、(8)、(10)、(11)、(12)、(14)を算定していた場合に適用。	☐	あり	介護職員等処遇改善計画書
	12 (職場環境要件) 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐	あり	介護サービス情報公表システム、ホームページ
	13 (職場環境要件) 計画書にある職場環境要件の取組を行っていること	☐	あり	
	14 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込み額を全ての職員に周知	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	7 (キャリアパスⅠ) 任用の際の職責又は職務内容等の要件及び賃金体系を定め、それを書面で作成し、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐	あり	就業規則、給与規定、資質向上のための計画等
	8 (キャリアパスⅡ) 資質の向上・資格取得の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保及び能力評価を行い、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐	あり	研修計画書
	9 (キャリアパスⅢ) 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐	あり	就業規則、給与規定、資質向上のための計画等
	10 (月額賃金改善要件) 賃金改善の見込額の2/3以上がベースアップ等に充てられる計画となっていること ※本要件については、R7年3月時点でV(1)、(3)、(5)、(6)、(8)、(10)、(11)、(12)、(14)を算定していた場合に適用。	☐	あり	介護職員等処遇改善計画書
	11 (職場環境要件) 計画書にある職場環境要件の取組を行っていること	☐	あり	
	12 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	7 (キャリアパスⅠ) 任用の際の職責又は職務内容等の要件及び賃金体系を定め、それを書面で作成し、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐	あり	就業規則、給与規定、資質向上のための計画等
	8 (キャリアパスⅡ) 資質の向上・資格取得の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保及び能力評価を行い、全ての介護職員に周知 ※R7年度中は年度内の対応の誓約で可。	☐	あり	研修計画書
	9 (月額賃金改善要件) 賃金改善の見込額の2/3以上がベースアップ等に充てられる計画となっていること ※本要件については、R7年3月時点でV(1)、(3)、(5)、(6)、(8)、(10)、(11)、(12)、(14)を算定していた場合に適用。	☐	あり	就業規則、給与規定、資質向上のための計画等
	10 (職場環境要件) 計画書にある職場環境要件の取組を行っていること	☐	あり	
	11 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
		☐	あり	